志保之利 三篇 四

僧 5
508
64

志綿しり三巻之四

○凡鶴鸛白鷺此類ハ足高く頸長けれは立ずして背尾し雄ハ
除かくして交尾蚕ハ食して不飲蝉ハ飲んて不食牡馬雌雄
陰門しく水鳥ハ湯虫を食ふ蝶ハ諸花の蕊を嗜む蓮花を
かず猫能虫を食ふても蟷螂を除わ能物ふきわ男蝶ハ
花と虫を好む虫也交尾ておそをもよほかし為ほす蜻蛉ハ
相互に蝶のごとく交りて尾を共にまぜあはせ雄尾を雌頭に
付けて門に尾も化切の如くにして或間もなく雌雄の項を
白鋼に見れは雄中に乗て先雌頂に尾頭を纏す時雌虫尾を
まげて雄虫の胸中に附して交る雌尾伸て復起て難をの
変るれは飲りまき水の間水面に至て数尾を曲げ産て

知りつゝも
○此畠信雅 元ハ信意 父の人事の後京すまひして肩にも似たり
あはれなる豊臣家の恩顧なることわすれて静にくらされける比
うれしさのわかりとゝ人の思ふらんうきをとかくと詠ぜられ
と詠せられしとぞや 同年楓影詠
信雅の墓ハ京師廣隆寺の墓に照隆殿と号す信居
釈廣十世の孫也
○中部家ハ八角の壇を作り称す是ハかと四角の土壇を
密法に用ゆるを見て神書八方数を用ゆるを安意にかりて八角
とす作り 櫻炭十香塗檀を八角に作り ちなみ法枝等
のすにあらはるゝをかれと

ミテ用ひあるゝをかく 佛者の事なり
○向十香哉ハ十種香といふハ何を集てならひて黄卯麻を称する
小楠檀 伽羅 沈水 蘇合 薫陸 鬱金 白膠 青木 木香 零陵 甘松
鉛香 丁香
○尾張三位中将忠吉公の小字を福松君と称せし
○琉球国より奉りし吉服錦ハ有りて此竹錦の如くして
その染は鳥獅に似たり思宮にして其色つゝむはれぬ
其国南方の字をあらはし葦象に花鳥風流を尽くす図
刺衣の字も赤を称ぶに出しき物なし
○俗に云 弱(ヨハメ)の霊怪といふ 梅寺に維摩経に辟言ハ此人
畏附非人

得ル其使ヨト共ニ是アリ凡ソ人事物ニ恐畏スル時已ニ
怯弱なる者ハ叢其使を見てこれを懼ルと云
○元弘元年後醍醐帝笠置へ入御の時依其七有京師府
ニ童ハ信忠卿幸京都の人足利将軍家光ハ宮良の乙無族
多し
○駿河国今川治部大輔範忠卒後義忠いとけなかりしは
諸士とこの士をかりてまかりて結令の如く一回するもの
既別しの断然是ヽ属せしむるを見る如く業を立ち
ゑらりしと雖も同志額田郡ニて大猷院ニ出し京都へ
築田在京之ものに以て来る一揆せし時京都将軍に禅
信長ら人今しいかゝしめし今川範氏かれに付ける

御方ニ十四派といふ今ハ十四ハ今の二十四なるへし
○西京正法山妙心禅寺の地ハ昔籍田の御所にて後行在
所ニ擬して宮殿を建られ花園と称せり世の人花園離宮と
称せり延喜中田邑郷也く仁和院の御所の園を花園府有
仁公ニ賜ふ而て此殿を寛く営みに世にこれを花園と
のおりといふ花園左大臣 維山国開山関山国師抄花園和尚此一壮観なりしが
一旦兵燹に厄し焦土となれり延慶帝此地ニ離宮を
営しめられ花園御所といふ花園院 花園太上皇の先帝の
時上皇落髪御所を捨して禅寺としこ関山和尚を開宗
山の祖としたまふ 上皇ハ萩原ニ移り給ふ故ニ萩原院とも称せし 故に寺號ニ
玉凰院と

建て仍出しぬ大内義弘乱を起せし時も是を保ち家
応仁元年の大乱に焼失せりしを明応五年再興
が寺領に見へたり
○連歌師宗祇宗長西国の時嚴島に参て紀行せし事を集
一巻とせり厳島紀行とて
宮嶋の浜や松原の秋の夜
といひ発句せしことあり厳島紀行にみえて其後
も絶ありしかや今ハ此名のよし言はる人はまゐ
社なし
神松の本の宮居の清き御名哉

此時もこれ此の体に見へ侍る
我朝の学者多く字に分しかしこ其絶句の詩
章ハ字を託たへ此年しあらたとへハ嵩山顛の小さき山ハ岑
と訓れハ岑此時ハいつも峯の字一段の處なれハ山嵐の字を
用也多らけり如きさを老へさりたれとも此見則ち峯
横見則ち嶺なしとわかちしへのいふを見て嵩上元代山崖
岸巖石けしかすして詩絶のみにかきて詠七絶をなし
なしとせんにもこしと遠ひなる物の絶えてもなき事しく
老へ書ゐをまちなる人々の方に思ひしと思ひ写に

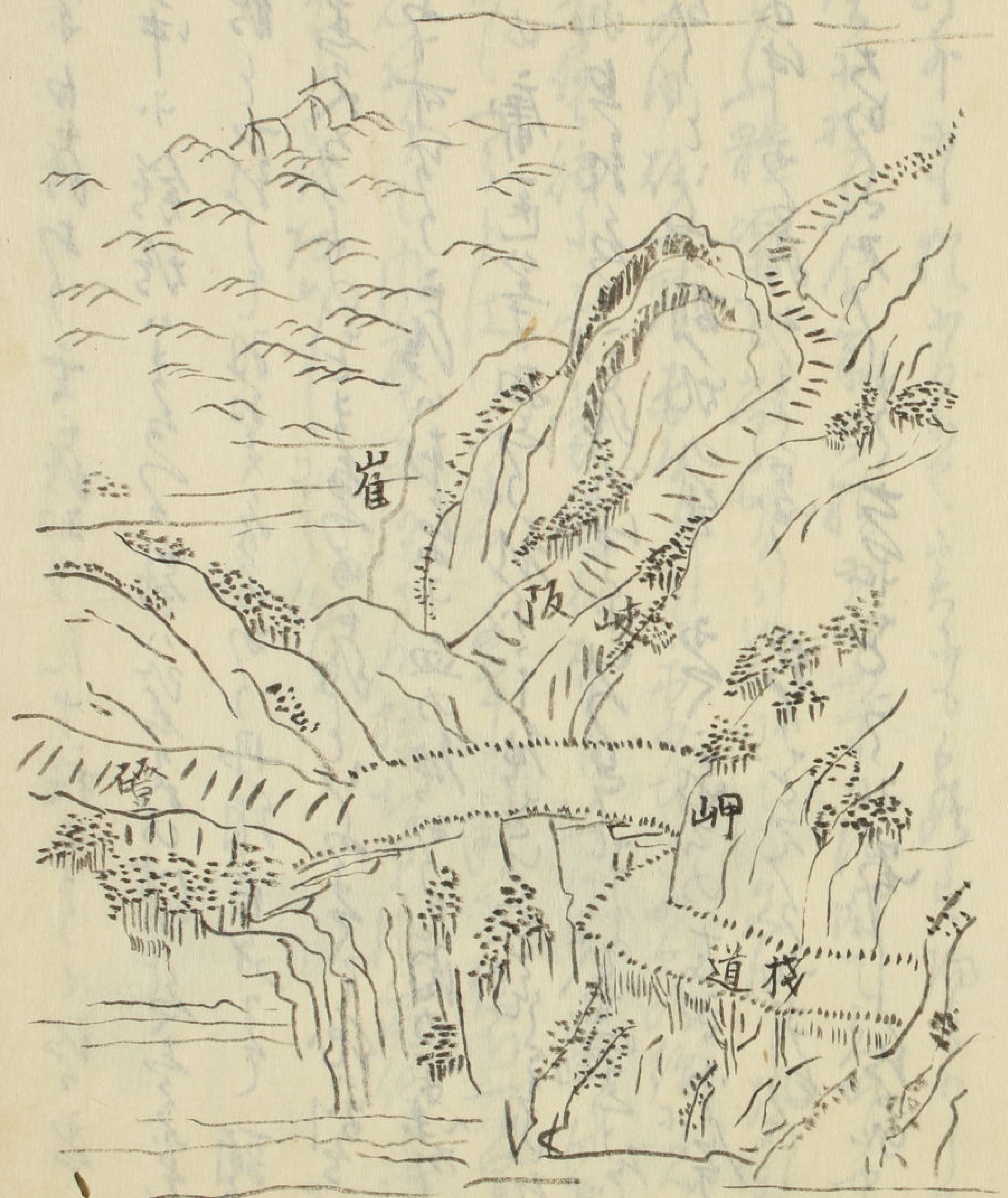
崖
阪
峠
磴
岬
棧道

峯
嶽
巓
嶺
谷
川
林
麓
田
巖
岸
岩

鶴に白鶴あり玄鶴あり凡十種ありと諸書に見ゆ
其中に鶬鶏ハまなつる鶖ハ路名久の津しと名高き是
ハ鶴と一類にして羽毛黒くありて丹頂白身にて頭
翅足又あるもの毛あるの白鶴といふなりて他ハ別なと
いふ可なり白鶴ハ本草に血の能ありて肉の字にて用
今の唐医等調へて薬にこれを用ふことをいへれ
其れ是れ各々白鶴の中にいろいろさしも思ふほど
其あるといふハ胡乱の事にて本草の店にて
凡の中ハ白鶴なりとも書し能あとをふまず
なり大がる尺し此て京をとらふに局し能

けれは程なりとて寔にも白鶴と称すべし
頃に極て金字大概にして同じてこなたの中
なる体裁を存するなからんゆへにその名有し故ならん
其の内極に頭赤ありとて丹頂の白鶴絵に見え
赤絵に織に玄壽鶴あり以ては古来画に白鶴
のつをはいふなく千年鶴と称して皇の
人なりて風塵に染まず揮毫も仙禽と称
せられたりし事を知る

○或人云今俗墨合取雞子と攪て筆に染これ迄
獺より起りて中華の俗なりとも見えしと以云人あり
て云伝ふ御泥池の良陽に直孫と云ありて伝云寛永年
の御時京師疫病流行せしに神祇の祭ありて
新地に貴船の神を祀ありて隆盛す古人神輿を舁て
此地をめくりし其後妙見と称して四方に撒し
餅を乃ひ飛と古年の祝ひ之此を云伝ふと
是夜をも迎ふ称る事をしされは妙見ともいひ伝へ
寛永年起り京師ならず諸州にも行はれたり
といふ此事は今の祀器等にも見へさればいふし
ありて此寺に伝ふ事の如く文故実なるへし

伝しきりなりや

皇出 ○東都にて或人をしへられし喘の薬 水 宗氏家 秘方
六君子湯加味 天門冬 麦門冬 五味子 桔梗 地黄いとよくあり 加味のうちに桔梗 甘草 倍に加へ用ゆ

○府下の士庭に菴の卵をあつめてやしなひ二羽ありしと喜ひ
育てて春より年を歴し一羽の雛生るこれ昔より三羽二羽とこれ
絶えずやしなひしきおもひれは今なほこれを続けれは
飛ひはなれて紅あるれは放ちやるとせすしてそ為は
わかれし池にをてりこれ漸に少将れとおもはしを帝と
親しく見給ひしに後いく程なく亭の庭を照され
退きさせ子もおほくのうち伝しまれは殊の外常に見ゆ

年行もあかき凶年 なりけり

○齢ハ千年にして無ありとせんし然ハ千歳にして死ぬに
行なふ事にかなはしく死する事は運命をとなしぬ神意
人道花を佛国として死の時に至る事を定めし
ゆれる路然の非但れる媚竜も佛なる事に定まる人々ありとる
何とて死る事につるかの月に作る被を忌ハ是も忌なん

○俳諧 ワクモ 江浦草 倭名抄に言門しく抽矢かりつくも不 忌なり
奇よく作りありはくも如是に江浦草也

○樺木唇 口のをろ及第文ハ言なりともい樺ハ木皮なり
ゆとおもふて渡るそかるのわく色まんをすれは能なきとて
餘も作り書し

碇某土簿 いやしき通を のり花なり 駁し弁大日 家記のいつれ 年のなり所と云 右ハ相林
載筆より

抄なす

○或人属風の絵を画き名所と名所形に加ゑて歌を
画なれは明海浮とも加へつきか名所絵に書添て例やそれを
見られし所曰清見関浦富士名所と立ての此浦の
陸奥に関くの名所を挙て近江を今し和哥を詠ます
しもとも中将海形りて歌へきしための作とせに
新古今六年組家隆四季浦の陸奥にあるを
此浦をさえぬ和

君京秀雄

風勝けハよ和上坊るみの行思ひ六ハ奴院に晴よめるこの事
関し和

粧大納言 通兄

僧人の思を多く世に知らしめんと得て手本の筆なり

○宇那井松（ウナイ ヒツ）

墓上に植し松をいふ文拠（イツハ）松とて五株之有故実なりや

元来此思ひ深からし 古塚に松の生ひしはかくの事にて

○維摩経と無垢稱経と同本異譯なり

○世界 過流を世ト云 方位を界ト云

○異邦ハ道教盛にして荘観多く道士あまた之有衛

かしこには多くの清浄（モノイミ）一説煉養（ヤウジヤウ）一説服食（クスリノミ）一説符籙

一説経典科教（カリキン）一説 及馬端臨か経籍放に見ゆ 道家之祖ハ道之大師 元漢○張道陵なり

○叢録を接するに道家に南宗北宗の分あり

○○東華少陽君 鍾離權 呂嵒 南宋人

劉海蟾操 張紫陽伯端 石加卒 玄奥水

薛紫賢道光 陳泥丸楠 白海瓊玉蟾

彭鶴林耜

王重陽嚞 馬端陽鈺 譚長眞處端

王重陽之教 曰全眞

婁孫不二

○道書の多く傳はる絶え筆し 然共八部に分れて 宋賀八子五百卷しるして

洞眞部六百二十卷 洞玄部一千一十三卷

洞神部一百七十二卷 大眞部一千四百七卷

太平部一百九十二卷 太淸部五百七十六卷

正一部三百七十巻

凡四十三百九十五巻　新録

これハ是を合せて宝文統録と成しまた宋張君房か集
めける道書凡四千五百七十余巻を復修して宋前八十七巻
みな卯と云張君房其ハ精要を撮て雲笈七籤一百二十巻を
なせしとそ胡應麟か玉壺遐覧に見へたり

○菊池次郎武士肥後守　出家の後本国に於て茂野の樹
さるそしらあ

神にかれし花もむしを云ふ此字に秤王と云也　ストト

○○法名ハ祖禅大智禅師嗣法　法に入て武士なりし時大智に謁せり禅師

いまた年下の経令此相わりおほえる可何武士剣
叔父の武者を不服を懐りて水の後となりしまゝ

○古胡平攘録ニ秀吉公の事を云白吉慶ともかき
の中にあやまりて信長公の御子信雄を四世孫と書りしを誤り
かわらん矣し

○古の辛卯朝鮮人御同霞の御使書の時大学頭
信回悟の字なるの所行をや諸生の先生の名なれ中や疑なんと
と案して信使見て日懌る已か国七世の先生の諱なれは
何ふるさも彼か所きらの中に記しとてこれ懌ハいつれの人ぞ
尚白自玉明道記十世宗小嘉靖四年懌か小朝鮮之事
懌巻と云　稱号大永四年甲申に

丁れり御れい百六七十年前のことなり

○正親町一位公通卿近衛前摂政太政大臣家熙公の御事をまうし
て給へるに絵をかゝせ給ひし（一位家絵をかきたまふ）竹の子柳しく描せたまひ
しはとれも御絵まりしてなりとも柳しき牛
一年あらしいきもちふれあらしくいへともきこえし

従一位前将監入道

世にこゝろのはしんせんかとて想ひをかりせ（一所のこの波）
秋の月にあそびぬるにの様はいまこゝにありける
さりふれむかしにありしそひ人の手本をおくりし
まとかなる時にをかむなるもありけりて無あるを給水仙
和気家人宗妙の

須まみしてそいさめつゝいんとなまみ宗匠
そこにえんはなとられ家業に好みしかし（仏とされ）八花ハ
まかりての心つくしに山谷の白やうをそれなりぬへし
このおもひこそ惟われ秋の夜の心すれをまつるを月みゆ
（八百の後家業にて給ひて得れ）世のうちの事もかくこそあれ
古事かくこゝろあれはさらにたとえまきもおほえけれ
人をしかの神とし文柳しくも彼の方を見て

○綱ハ是らわれと其群を行し其所にてと浮なき
とけなし大綱御乳母三高松十月庄井田植
近頃との御家業際一綱御貴きに一綱とのして紗縦の事
此石倉なとすの給することはな
駿也津ふ雲龍に浮人（京上人）金月形を四らし新に花緑と孝
孫に当る其際一源者の村

君と呼ぶ声に谷を注出ぬ　都の中にて都への遠き事を思ひけり
の君をなす諸役これをつゝんで指揮に従ふ　中比甲斐の国の士茂左衛門
私にうつし入村氏七郎へつかはしこれを持えて病筆にてこれを写す
一日の中に出家をすゝむとすれど
○寺院山門を三解脱門と称す　罪業を除く門と説く羅湖
野録に曰　空無作の義なりと云へり
○續古今集に蓮生法師の寺の歌あり　定家卿の子孫
のよしみ
前の秋は和泉の社の古歌の如し　元禄
○從前の貢物を称し中世にいたり

散とはいはさりし頃会将軍義政の時武家御所を始めとして
いひしも後には浅葱黄に染めたりし
紗綾古へは高位の人の着用利休の時又一変し縮緬
中頃より盛んに行はれし都の京師に始まりし
貴賤ともに用ゐたる故に是非をいはずとも
頭巾も作りしは近世のことなり
人々これを好みて用ゐ出家の
出家の人もこれを着用す
手前にし作り出せし
らぬ時節をもって上方にて始まりし

らわし其後ハ互ニ論諍のことも有ゆへ其後倭寇の中ニ於ニ
我朝を乞へし然れとも彼国ハ其頃利欲の心深く
在位并ニ将軍家を取りつき年々て朝貢かハ其余
志しけれハ年々来て義満公も心よく切りに許し義満公大樹の
漢ニ通し彼地より銭を多く与つ会て有りし
到る明皇帝（地名唐名を明皇帝）称ありし大人の人ゝ義満の号を下し賜り
て法と成りたるものなり

○我国の銭は古しの法を古代より続き明より永楽銭を
以て法とする応永中ニ至り（永楽ハ我応永十年ニ当り明船）
其後つれ頃又も今に至て二百余年永楽銭を通し

鐚銭（ビタと云）出来し先ハ専ら永楽通宝の撰ひ出来なかりし
出る事なりし天文十九年撰銭の法を定め永楽
の外目出度銭ハすと定め八銭皆ニ永楽ニ替ひしに鐚銭ハ壱文
の替りし定物の法を定めし当時の御世ニ永楽と鐚銭と
交りて用ひしつゝ鐚銭四ヶ銭永楽一銭の主也と云ふ定め
の撰ひ定めし慶長十三年（十二月八日）鐚銭を
東都ニ令を出し永楽銭を用ふる事を禁せしめ給ひ其の
年上にて永楽銭を停て鐚ハ也し慶長通宝を造り給ひしか
寛永三年ニ寛永通宝を造りれ今ニ至れり

○天文年中の東堂の事を見て信濃会津柳営の案内を読
続習なん

歯を染し（当時今も前歯を抜の旅も ある也し前を之を云）又若やかさとて本ゆら

前を作り前髪をあつくうすへし鬢毛を唐子髷まてとめ

鬢の末をかとりさめこそくみゆる或ハ鬢のさきをはらて剃ル髪束のよく（但しゆみちやそで鬢先の結ひ目ニ云々張）

も元禄のころまでの人そ見るをみしろへ川さけし此様なり

光すらく付もむかしの尺ほとの御物書りをのけてまるとうと見すらく絵へ

ひさおかけて結へる人ところうしろ結ひの方をたすけてありし 又

女柳刀（本ハかヤンキ 柄目のささらわさし つるのありとふやし）とし柄なりしてこそぬきを入して

このさま御子や玄長の比より世みな是ありとなける

絵かける姿あらしてもそら見れハいと相しく凡之元禄之頃

以年年を經て絵を書工も前へつき衣裳の紋ヘ

さるくらみ限り衣しての(?)も当風そ時尚する也

十年

ゐて見るに此今もせよひ今の百年前を写していつきる事

かゝへし

上下のひとひのたはやとすりし北京北京か流法のすゑぞ宛

東歌にいひしまにし或人扇元のひとへ絵ともゆゑ嬉

此曲も今おさ弟子ありしいや作しいまのひゝきはもとあの

まておや念ありし又み様夢文をみし今の男女遊び嬉しみを

くるむこれも中世とくやしうましとをみえてうつくし又宮雄筆の

谷ひらんゐるに新法にあらし京師雅歌ハさもし

西にも此都今のひ田舎のすみへをうゑて婦人これをまゆひハ

なしとゑゝ見しも又一時の嬉多なとひふるさみるや

○正月十五日清涼殿の南庭にて青竹を焼 吉書を焼く 扇八つ作りて飾
掛る等ヲ 唱門師大黒松大夫 一人ハ翁姿 一人ハ嫗姿 鬼假面を被赤毛を蒙
二嫗ハ大鼓を携へ二翁ハ遊舞て外に童子一人赤毛を蒙り假面し
腰鼓を懸り又侍に扇を立て男女人好みて囃し止ムヲ止
也是を云本内裏の附神泉苑にして歳首の鉢杖を焼し
優人清め歌池と謡せしむ 徒然草 敦煌の事とこと張を弾き
異邦上元の燃燈に準じ花をと号へ直土釋氏の
識法花新しき花筆を等云々皆附会の俗説なり
○七月七日牽牛織女の二星の年 和漢共に蓮する事を
秋節の牽牛中すなはち河鼓ノ星織女星にして
牽牛ハ此星ハ北す

右より牛宿の上程の星の中に河鼓ありと徒り書に
牽牛とこしらや河鼓星ハ軍鼓設鉢を司り関梁の
後雖を指て帰ハ織女一名須女星一名婺女星ハ果蓏絲綿宝玉及女
二星をとも帰として可否あり
○牽牛織女者流り云説に牽牛織女の河合ハかの我ら
の故ありと稱くの膽説を遂る亦一変あるし按するに
加牽牛大伽経 佛書国家有禁 恭云天皇十二年正月條道 上ニ下ヒ
龍嫗 令公丈而敏逐生奇兒ヲ肥襲不破 然中ニ
有男子清道 スキトヲリ 欲破胎ヲ而不破 其ハ庭外に天成星今
在銀河ニ 袋里是也云云 是等歳月を考すると不足
の造云あり 牽牛者流七夕祭の本旨とすべし

○後奈良院天文廿年辛亥以西巴尔亞國の霊客稱肥前國に来り且此契利斯當邪教九國に浸淫す故に
文祿中大閤秀吉其人民を教惑するを知て治定者伴天連六人其邪黨以留凶廿余人刑せらる 京師に於て信者を捕
寛永十四年丁丑肥前島原の徒乱を起す戊寅二月城を攻城を誅し其後宗門改を
年て執念れあつて徒党を捜索し刑し 天下に厳令を下し毎歳毎月をして正さしむ

○我國を保し船舶入海の織物並[illegible]
一[illegible]銀貝足七十匁　一印[illegible]銀貝足八十匁
一羊首[illegible]銀足百[illegible]　一[illegible]銀足[illegible]

一猩々緋　八十四匁　一黄羅紗　百匁
一刀　銀貝　一[illegible]　八十振
一鉄炮　二十二挺
我國の船　[illegible]
一牛皮　[illegible]　一塩[illegible]　[illegible]
一海[illegible]　[illegible]　一[illegible]　[illegible]
[illegible]
一十六[illegible]　一帆[illegible]
一[illegible]
[illegible]

此両国之者共ハ無事ニ而帰国申度由甲比丹 江八申出 聞書
異国之人ハ難計 候ニ付
右 今元 住居
筑前江罷越候者共ハ 長崎表 長崎奉行所江参候者之義ハ 御用
有之 差上 候事

一南京之船 長崎表より 注進有之 御奉行 沖へ
繰東風江 漂着之程も沖へ 船ニ而相届
相成 是ハ 御用船之 [illegible] 候 是より 遅延
候と 仕り 候 御 [illegible] 書面 [illegible]
有之 候 [illegible] 是 [illegible] 申来 [illegible]
船 [illegible] 之 [illegible] の [illegible]

久人ニ今元住居者共ハ言々捕セ候ハ兵衛字若之御身
船 [illegible] 候 [illegible] 御 [illegible] も 如何 住居 [illegible]
付候 [illegible] 日 [illegible] 海 [illegible] 住居 [illegible] し [illegible]
[illegible] 之 実 [illegible] し 又 其方 [illegible] 申 候
[illegible] し [illegible] 候 し [illegible]

○或問 祭乃ひ揺楽おしとひのあとさんげざさみさぶ
ト云擬䑔（揺の字ハ擬字ノ開本為揺 付会揺道ニ似タルカト云）假二廏（ナニキ）（以平記ニサスキト訓セリ 廏ハ字書 廏ト同 家蔵 貞和）
今此等の文字をあてしすゑにやあんなるまとさんげざさとし
此等久しく假假二廏の字ハあとへ用ひさる也 擬
の字ハ古 練抄 寛弘四年七月 等によりて也 校數廿二年（かな [illegible] の係ト）
付字 古書ニ見へてうさし きとくは 跳ねあきらか

野府記云寛仁二年四月六日己巳宰相同車
向一條桟敷ヲムモ乍車見之ト云々